

大阪府  
教育庁

## かつての地域をとりあげてという調査はできない 新法「附帯決議」(過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、 部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ 等)を守っていく立場

### 府教育庁の主な回答(概要)

教育庁 特別対策と誤解されるようなものがあれば、必要な見直しを検討。

民権連 教育に運動を持ち込ませるな  
教育庁 教育の中立性確保。教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会運動とは明確に区別。実態把握と指導を行う

民権連 府教委とすでに決着済みの「ムラ」「むら」「むら」などをやめさせよ。  
教育庁 今後とも使用しないように取り組む。

民権連 「『今は、もう被差別部落なんてないよ』と指導する」という府教委の見解を周知させよ。  
教育庁 平成13年度末の「地対財特法」の失効により、特別措置としての同和対策事業の前提となる「地区指定」はなくなり、現在では、同和対策事業の対象としての地域は存在しません。このことについては、周知の事実であると認識しています。しかし、同和問題に関わる事象がなくなったとは言えません。引き続き、学校で部落差別を解消するために必要な教育がなされるよう指導してまいります。

民権連、「地区」「当事者」等と根拠なく差別生む教材を厳しく批判

民権連 大阪府もこの附帯決議は守るといふことだ。  
教育庁 もちろん。法遵守の精神から附帯決議含めて守っていく立場にある。  
特別対策終了の理由は国が示すとおり  
2002年3月末の特別対策終了の理由についてあらためて確認しました。この到達点にたつて教科書記述や学習内容の是正が求められます。  
教育庁 その当時、国としては①地区を取り巻く状況が大きく変化、周辺地域との格差がみられなくなり差別意識も確実に解消。②状況が変化、特別対策を継続していくことが問題の解決に有効とは考えられず通常の施策活用が望ましい。③転出入が増加し関係者に対象を限定した施策の継続が実務上困難の3点が上げられていた。府も同じ。

### 新法 附帯決議を含め守っていく

民権連 大阪府もこの附帯決議は守るといふことだ。  
教育庁 もちろん。法遵守の精神から附帯決議含めて守っていく立場にある。  
特別対策終了の理由は国が示すとおり  
2002年3月末の特別対策終了の理由についてあらためて確認しました。この到達点にたつて教科書記述や学習内容の是正が求められます。  
教育庁 その当時、国としては①地区を取り巻く状況が大きく変化、周辺地域との格差がみられなくなり差別意識も確実に解消。②状況が変化、特別対策を継続していくことが問題の解決に有効とは考えられず通常の施策活用が望ましい。③転出入が増加し関係者に対象を限定した施策の継続が実務上困難の3点が上げられていた。府も同じ。

民主主義と人権を守る府民連合(略称・民権連 谷口正暁委員長)  
は3月24日、要望書にもとづいて大阪府教育庁と交渉を行いました。  
「部落差別解消法」が成立したことで、「当該教育及び啓発」により新たな差別を生むことがないように留意」(附帯決議)など、これまででの到達点について、確認し、問題点を指摘しました。  
府教育庁も大阪府人権局の見解が大前提